

愛知県の「第7次総量削減計画」の基本的な考え方(案)

1 削減の目標

国の第7次総量削減基本方針において、平成26年度を目標年度とし、指定項目別に発生源別及び県別の削減目標量が定められたため、本県が策定する「第7次総量削減計画」において、指定項目別に発生源別の削減目標量を定めることとする。

(1) 化学的酸素要求量(COD)について

表1 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	51 (57%)	⇒	合計 82
産業排水	28 (31%)		
その他	11 (12%)		
合計	90 (100%)		

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	30 (48%)	⇒	合計 62
産業排水	13 (21%)		
その他	20 (32%)		
合計	63 (100%)		

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	2.4 (48%)	⇒	合計 4.9
産業排水	1.3 (26%)		
その他	1.3 (26%)		
合計	5.0 (100%)		

2 削減目標量の達成のための方途

総量削減計画はこれまで6次にわたり策定しており、各計画において削減目標量を達成するなど、汚濁負荷量が着実に削減されてきている。

このため、第7次総量削減計画においても、削減目標量達成のための方途については、基本的には第6次総量削減計画の考え方を踏襲する。

しかし、環境基準の達成率が改善されないこと、貧酸素水塊が大規模に発生していることなどから、さらなる海域環境改善が必要である。このため、これまでに実施されている対策の内容を勘案し、効率的な汚濁負荷量削減や水質浄化が図られるよう、今後取り組むべき主な方途を以下に示す。

下水道、浄化槽など生活排水処理施設の整備の推進、並びに、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減のための高度処理の推進

生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、平成21年度における全負荷量に占める割合がCODで57%、窒素及びりんで48%と大きく、また下水道普及率も東京都、大阪府等と比べて低いため、第6次計画の方途を継続して実施する。

指定地域内事業場の排水処理の実績を考慮した総量規制基準の設定

産業系汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制によりかなりの負荷量削減が図られてきたことから、平成21年度における全負荷量に占める割合はCODで31%、窒素で21%、りんで26%と比較的小さい。そのため、国の総量規制基準設定方法の方針に従い、必要な業種等区分についてのみ基準値引き下げの見直しを行うこととし、第6次計画の方途を継続して実施する。

その他系汚濁負荷量の削減対策の推進

その他系汚濁負荷量の窒素、りんの全負荷量に占める割合が、それぞれ32%、26%と比較的大きいため、第6次計画の方途を継続して実施する。

残された干潟及び藻場の保全、生態系に配慮した干潟・浅場の造成の推進

干潟・浅場及び藻場は、水質浄化機能や生物多様性等を有し、海域における直接的な水質浄化、生物多様性の増大に寄与するため、第6次計画の方途を継続して実施する。

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩を利用して行う藻類養殖等及び水生生物の安定的な漁獲の推進

ノリ等の藻類養殖、魚介類の漁獲、アサリ稚貝の移植等は、海域中に自然にある栄養塩を海域から効率的・効果的に取り出し、水質改善に寄与することから、国の基本方針を踏まえて、これらの推進を新たに総量削減計画に盛り込む。

< 参考 >

三湾の流入都府県の下水道普及率（平成21年度末現在）

項目	伊勢湾		東京湾		大阪湾	
下水道処理	愛知県	70.8	東京都	99.2	大阪府	92.5
人口普及率	(名古屋市を除く愛知県)	58.7)	神奈川県	95.6	兵庫県	91.1
(全県値)	岐阜県	68.8	千葉県	68.2	京都府	90.6
(%)	三重県	45.1	埼玉県	76.1	奈良県	73.4
					滋賀県	85.4

出典：国土交通省都市・地域整備局下水道部報道発表資料(H22.8.27)